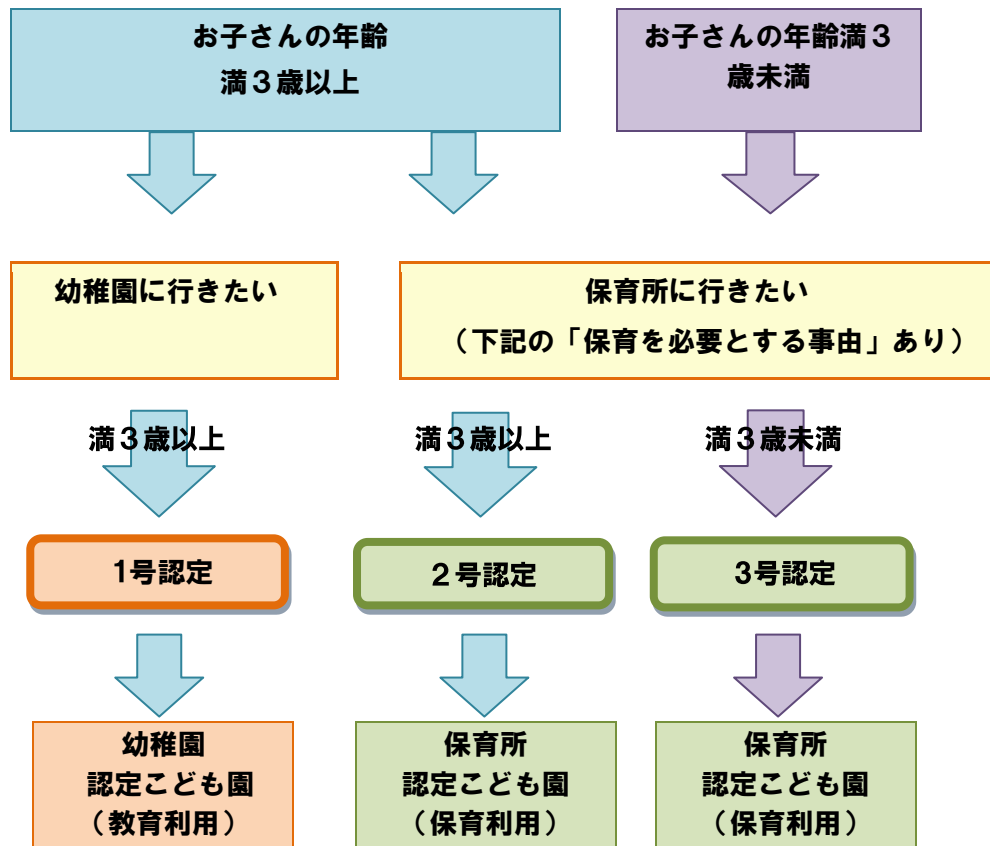


認定区分フロー図



保育の必要な事由 (「保育の必要性」)

- ①就労
- ②妊娠・出産
- ③保護者の疾病・負傷・障害
- ④同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- ⑤災害復旧
- ⑥求職活動
- ⑦就学 (職業訓練校等における職業訓練を含む)
- ⑧虐待、DV
- ⑨育児休業をする際に、既に保育利用中の子どもの継続利用が必要であると認められること